



# 小金井市

## 第7次男女共同参画行動計画



概要版

令和8年3月

小金井市

## 計画策定の趣旨

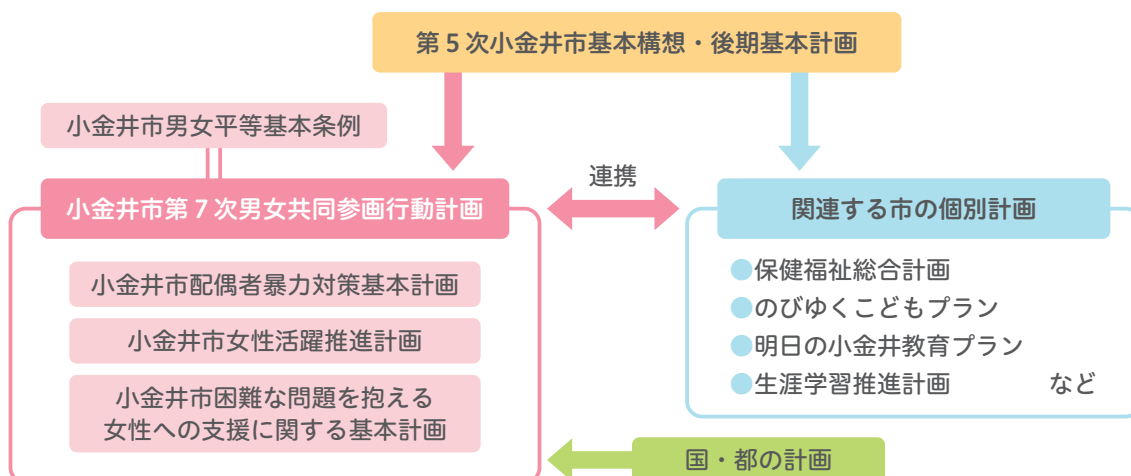
小金井市（以下「本市」という。）においては、国内外の動向をみて「男女共同参画社会基本法」の制定前から「男女平等都市宣言」を行うなど、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、**昭和59年（1984年）に「小金井市婦人行動計画」を策定し**、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。

こうした取組により市民の男女共同参画社会実現への意識は向上しつつある一方で、依然として固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っており、賃金格差、雇用形態の違い、男性の育児・介護への参加の遅れなど、解決すべき課題は少なくありません。さらに、配偶者等からの暴力（DV）・困難を抱える女性への支援、多様性の理解促進、政策・方針決定過程への女性の参画率向上なども今後の重要な課題となります。

こうした現状を踏まえ、本市では、第6次男女共同参画行動計画期間中に施行・改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、**「小金井市第7次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定**します。

## 計画の位置付けと性格

- ◆「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ◆本市の第5次小金井市基本構想・後期基本計画の個別計画として策定します。
- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ◆本計画の一部を、以下の法律に基づく各計画として位置付けます。
  - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」
  - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
  - ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」



# 計画の基本的な考え方

## 基本理念

### 人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

個人も、家庭も、地域社会も、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

#### 人権尊重

暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画することができる社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

#### ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。

地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

#### 男女共同参画の実現



## 基本目標 I

# 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、ジェンダー平等意識の醸成を図り、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、**一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。**

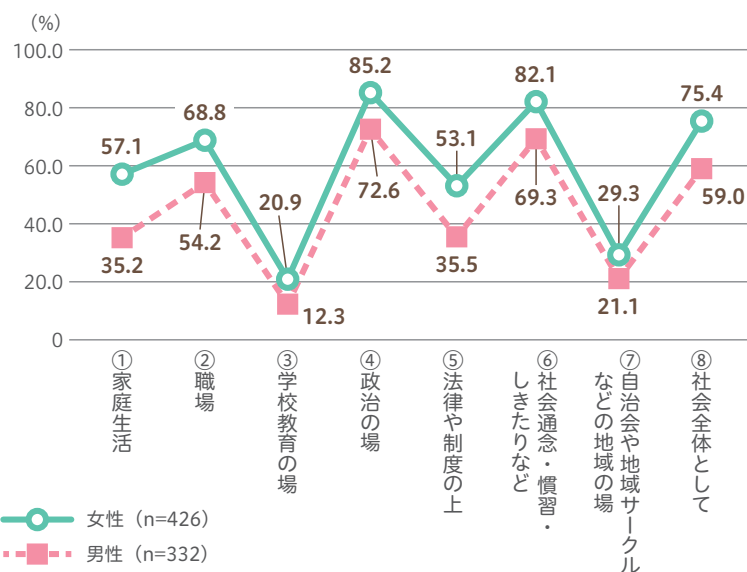
また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

さらに、「小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で**困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)**等が安心して生活を送ることができる環境を整備します。

### 主要課題

- 1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透
- 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
- 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
- 4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策
- 5 生涯を通じた心と身体の健康支援
- 6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

### 各分野における男性が優遇されていると感じている割合



男女ともに、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」で特に男性が優遇されていると感じています。

いずれの項目も男性よりも女性の割合が高くなっており、男女間で意識に差があることが見られます。



報告書はこちら

※上記各項目の場における男女平等観を5段階評価（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男女平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が優遇されている」）で質問。《男性優遇》は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。

資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和7年）

## 施策の方向と施策

施策の方向	施策
<b>1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透</b>	
(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	①人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 <b>重点</b> ②人権・男女平等に関する講演会等の開催
(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	①メディア・刊行物等への配慮 ②人権尊重における相談対応の充実 ③多文化共生のまちづくり
(3) 多様性への理解の推進	①性の多様性への理解促進
<b>2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進</b>	
(1) 教育の場における男女平等教育の推進	①幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進
(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	①家庭における教育・学習の推進 ②地域・社会における教育・学習の推進
<b>3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援</b>	
(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	①DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見 ②若い世代への啓発・教育の推進
(2) 被害者支援の推進	①安全確保と自立支援の実施
(3) 相談・連携体制の整備・充実	①相談体制の整備・強化 ②虐待等の防止対策・支援等の充実
<b>4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策</b>	
(1) ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進	①ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等の防止対策・支援等の充実
<b>5 生涯を通じた心と身体健康支援</b>	
(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	①母子保健事業等の推進
(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	①健康づくりの推進 ②健康と性に関する学習・啓発の充実
<b>6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</b>	
(1) 各家庭の状況等に応じた支援	①支援が必要な家庭への各種サポート
(2) 自立した生活への支援	①各種相談支援の実施 <b>重点</b>

## 基本目標Ⅱ

# ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、**家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野にバランスよく参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備**を図ります。

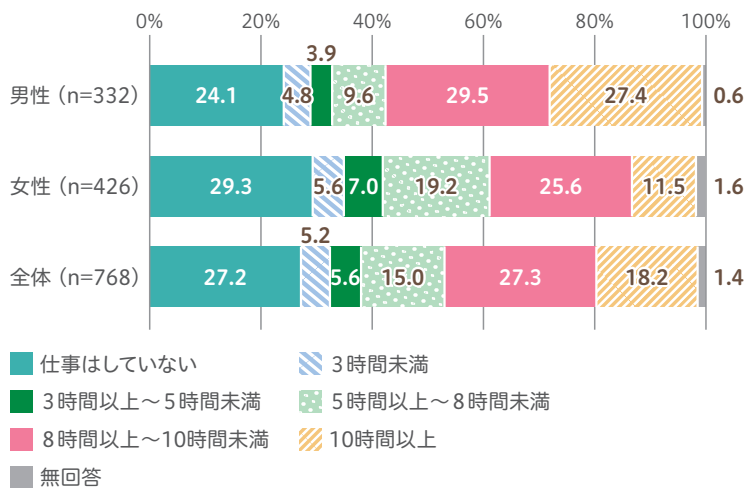
また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

### 主要課題

- 1 家庭における男女共同参画の推進
- 2 働く場における男女共同参画の推進
- 3 女性の活躍と多様な働き方への支援
- 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

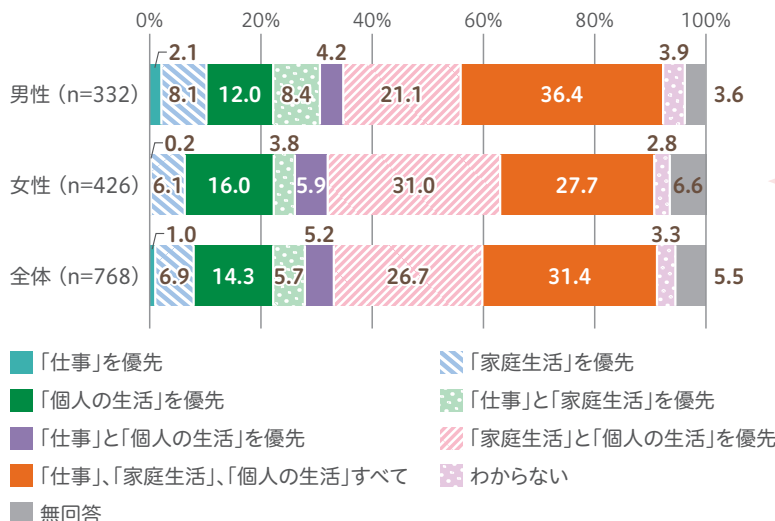


### ● 仕事に携わる時間



仕事に携わる時間は、8時間以上が女性で37.1%、男性で56.9%となっており、特に男性は「10時間以上」でみても27.4%と高く、長時間労働の傾向があります。

### ● 生活における優先度 [理想]



生活における理想の優先度については、男女ともに「仕事」「家庭生活」「個人の生活」をともに優先したいとする回答が比較的多く、バランスの取れた生活を望む意識がうかがえます。



報告書はこちら

## 施策の方向と施策

### 女性活躍推進計画

施策の方向	施策
<b>1 家庭における男女共同参画の推進</b>	
(1) 育児支援体制の整備	①地域での子育て支援体制の充実
(2) 男性の家庭・地域活動への参画促進	①男性の家事・育児・介護への参画促進 ②男性の地域活動への参画促進
(3) 介護等への支援体制の整備	①高齢者・障がい者等への社会的支援の充実
<b>2 働く場における男女共同参画の推進</b>	
(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	①一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進 <b>重点</b>
(2) 働く場における男女平等の推進	①雇用の場における男女共同参画
<b>3 女性の活躍と多様な働き方への支援</b>	
(1) 女性の就労に関する支援	①女性の就業支援・起業支援 ②農業・自営業等における男女共同参画の推進
<b>4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進</b>	
(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進	①地域活動団体等の活動促進 ②地域における女性のエンパワーメントの拡大



### 小中学生アンケート結果



報告書はこちら

#### ★自身の「性別による無意識の思い込み」に気づこう！

今回の計画策定に反映するため、小中学生に「性別による無意識の思い込み」に係るアンケートを行いました。

「男の子だから」「女の子だから」と“思うことがある”と回答した割合は、小学生では男女ともに5割程度、中学生では男性で64.1%、女性で58.8%という結果になりました。



小学生・女性	小学生・男性	中学生・女性	中学生・男性
49.5%	50.9%	58.8%	64.1%



また、周りの大人などの誰かから「男の子/女の子だから」と“言われた経験がある”人ほど、性別による思い込みがある割合が高い傾向にあります。

子どもたちの性別に対する意識は、日常の様々な場面から影響を受けて形成されます。

次代を担う子どもたちに対して、性別にとらわれず一人ひとりの意思を尊重することの重要性を、早い段階から着実に啓発していくことが重要です。



また、周りの大人が自身の「性別による無意識の思い込み」に気づき、家庭での役割分担を見直すなど、行動や発言に気をつけていくことも大切です。

資料：小金井市性別による無意識の思い込みに係る小中学生アンケート調査結果報告書（令和7年）

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能となることから、**市民参加と協働のもとに男女共同参画を推進**します。

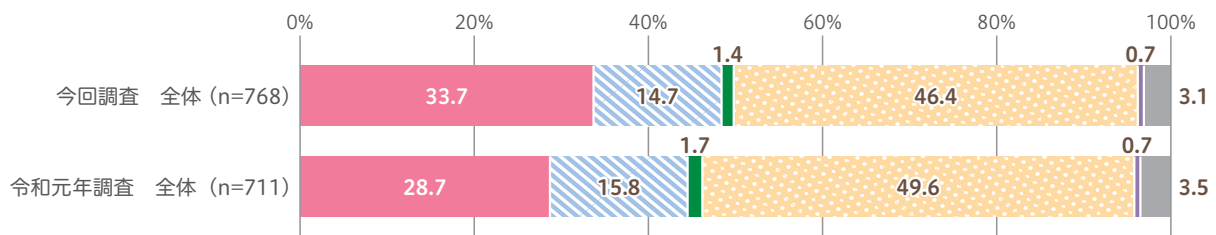
また、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き、小金井市特定事業主行動計画に基づき、**市内職員**の男女共同参画及び働きやすい環境づくりを推進します。

### 主要課題

- 1 政策・方針決定過程への男女の参画
- 2 市民参加・協働による男女共同参画の推進
- 3 推進体制の充実・強化



### 審議会等の女性委員比率について



- 積極的に女性委員を増やした方がよい
- ▨ 将来的には増えた方がよいが、現状ではやむを得ない
- 増やす必要はない
- ▨ 適任であれば性別を問わなくてもよい
- その他
- 無回答



審議会等の女性比率については、「適任であれば性別を問わなくてもよい」が4割台と最も高くなっているものの、「積極的に女性を増やした方がよい」との回答も令和元年の調査と比較して高くなっています。



報告書はこちら

資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和7年）

### 令和7年4月1日時点の小金井市の女性参画の状況（全体に対する女性の割合）

管理職比率	審議会委員比率	議員比率
20.6%	37.6%	39.1%
(女性)13人／(全体)63人	(女性)388人／(全体)1,032人	(女性)9人／(全体)23人

## 施策の方向と施策

施策の方向	施策
<b>1 政策・方針決定過程への男女の参画</b>	
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①男女の市政参画の促進 <b>重点</b>
<b>2 市民参加・協働による男女共同参画の推進</b>	
(1) 市民参加・協働による事業展開	①市民や地域団体との協働 ②参画を促す環境づくり
<b>3 推進体制の充実・強化</b>	
(1) 庁内の男女平等の推進	①市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備 <b>重点</b>
(2) 計画の推進体制の強化	①計画推進体制の整備

## ジェンダー・ギャップ指数2025

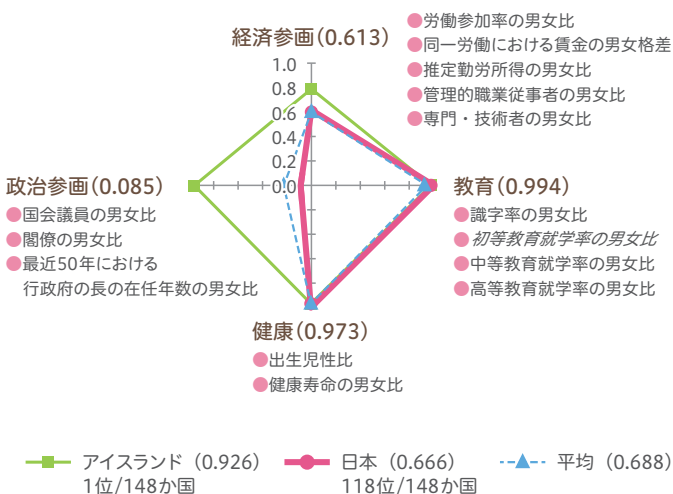


### ★日本は148か国中118位

世界経済フォーラムが毎年公表する「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の1つとなっています。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

令和7年（2025年）の日本の総合スコアは**0.666**、順位は**148か国中118位**（昨年は146か国中118位）となっています。

日本は、「政治」や「経済」の値が低く、「政治」では、**国会議員・閣僚の女性比率の低さ**や過去に**女性の国家元首が存在しないこと**などが影響しています。「経済」では、**女性管理職比率の低さ**や**男女の賃金格差**などが順位を下げる要因となっています。



分野	スコア(順位)	
	2025年	2024年
経済参画	0.613(112位)	0.568(120位)
政治参画	0.085(125位)	0.118(113位)
教育	0.994( 66位)	0.993( 72位)
健康	0.973( 50位)	0.973( 58位)



(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成  
2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載  
3. 分野別の順位：経済(112位)、教育(66位)、健康(50位)、政治(125位)

資料：内閣府男女共同参画局ホームページ

# 市で行っている男女共同参画に関する取組の紹介

## 広報啓発

## 情報誌かたらい

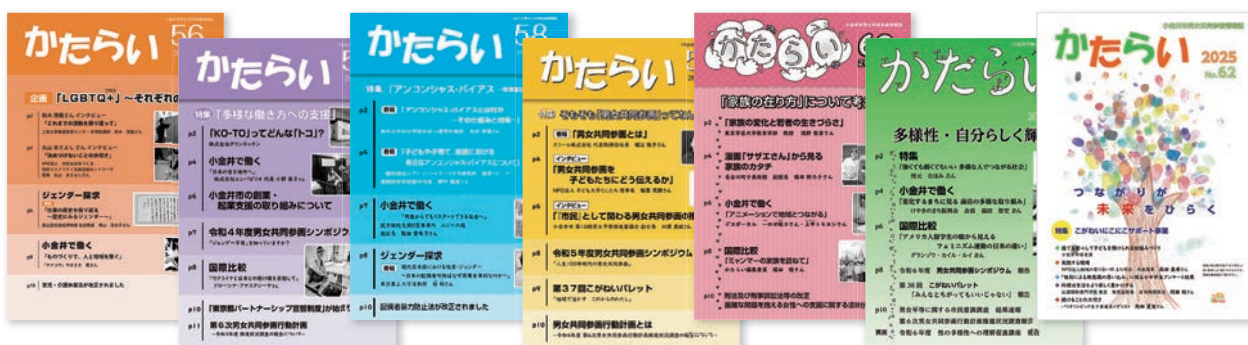


バックナンバー  
はこちら

市では、男女共同参画を推進するため、公募の市民編集委員による企画・取材・執筆で、小金井市男女共同参画情報誌「かたらい」を発行しています。

市民編集委員（任期2年）は市報・ホームページなどで募集しています。

「かたらい」は市庁舎を始め、市内各施設等に設置しているほか、ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください！



## 講演会開催

## こがねいパレット



開催記録はこちら

「こがねいパレット」は、毎年、公募の市民実行委員の企画・運営により、男女共同参画推進事業の一環として、開催しています。

昭和62年（1987年）第1回目の開催から毎年テーマや内容を工夫しながら開催され、令和7年度（2025年度）には第39回を迎えました。

市民実行委員（任期は毎年度末まで）は、毎年春に市報・ホームページなどで募集しています。



## 講演会開催

## 男女共同参画シンポジウム

市では、男女共同参画の意識啓発に向けて、男女共同参画シンポジウムを開催しています。



## パートナーシップ宣誓制度

市では、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、または継続して共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的少数者（多様な性自認または性的指向を持つ方）である二人が、市長に対しその関係を誓い、その内容が要件を満たしていると認められたときに、『パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証』と『パートナーシップ宣誓書受領カード』を交付しています。

※詳しくはホームページをご覧ください。



小金井市パートナーシップ宣誓制度の手引き



詳しくはこちら

## DV防止

市では、毎年11月12日から25日に国が実施する「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、DV防止普及啓発パネル展を開催しています。また、市内各施設にDV相談カードを配架してDV防止に向けた周知啓発活動を行っています。



DV相談カード



知っていますか? 身近なDV



詳しくはこちら

## 女性総合相談

「夫や家族との関係で悩んでいる」「職場での人間関係に悩んでいる」など、自分のことや、夫婦関係、子どもや家族の悩みなど、どのようなことでも結構です。専門の女性カウンセラーと一緒に考え、解決方法を見出していくためのお手伝いをいたします。



予約受付フォーム  
はこちら

### 相談日

- 原則、毎週金曜日と第2、第4木曜日

### 相談方法

- 面談又は電話

### 申し込み方法

- 予約受付フォームまたは電話  
〔企画政策課男女共同参画室〕  
TEL. 042-387-9853



# 男女平等都市宣言

平成 8 年 12 月 3 日  
告示第 99 号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。



小金井市イメージキャラクター  
こきんちゃん

## 小金井市第 7 次男女共同参画行動計画〈概要版〉

発行：令和 8 年(2026年) 3 月

編集：小金井市 企画財政部 企画政策課 男女共同参画室  
〒184-8504 小金井市本町 6 丁目 6 番 3 号  
電話：042 (387) 9853 / F A X : 042 (387) 1224